



メーカーヒアリングに関する参照条文

令和4年12月

総合通信基盤局 電波部

1. 容易に開けることが出来ない構造の解釈

○無線設備規則

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ～ヲ (略)

二～六 (略)

2. 5GHzにおける室内制限の記載文言の解釈

○平成十九年総務省告示第四十八号（無線設備規則第四十九条の二十第三号ワ及び第四号のリの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件）

無線設備規則（中略）第四十九条の二十第三号ヲ（中略）の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。（中略）

一・二 （略）

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備（中略）は、次の各号のいずれかに適合すること。

1 次に掲げる旨を筐体の見やすい箇所に表示すること。ただし、（中略）

（一）親局（中略）

当該無線設備の送信は、屋内においてのみ可能である旨

（二）子局（中略）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局

当該無線設備の送信は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨

2 （略）

四・五 （略）

3. モジュール認証におけるマッチング周波数変更時の解釈

○電波法

(特定無線設備の工事設計についての認証)

第三十八条の二十四 登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について認証（以下「工事設計認証」という。）する。

4. 要求される資料や公開の有無が異なる解釈（1）

○電波法

（技術基準適合証明等）

第三十八条の六（略）

- 2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
 - 一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別
 - 三 その他総務省令で定める事項
- 3 （略）
- 4 総務大臣は、第二項の規定による報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。（中略）

4. 要求される資料や公開の有無が異なる解釈（2）

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

（工事設計認証の審査等）

第十七条（略）

2～3（略）

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかつた場合に限る。

一～八（略）

九 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。）

十 別表第三号二において準用する別表第一号一（3）の規定による特性試験の結果

十一 工事設計認証をした証明書の写し

十二 公示を希望する日

5～10（略）